

カノラホールソサエティ会則

(名称)

第1条 この会の名称は、カノラホールソサエティ（以下「ソサエティ」といいます。）とします。

(所在地)

第2条 ソサエティの事務局は、岡谷市幸町8-1、カノラホール(岡谷市文化会館)内に置きます。

(目的)

第3条 ソサエティは、カノラホールを中心とした優れた舞台芸術を鑑賞し、情操を豊かにするとともに、会員相互の交流を深めながら、新しい地域文化の創造をめざすことを目的とします。

(会員・会費)

第4条 会員は、ソサエティの目的に賛同した者で、以下に示す年会費を納入した者で組織します。

2 会員の種類および年会費は、次のとおりとします。

(1) 個人会員	1人	2,000円
(2) 家族会員	1家族	3,000円
(3) 団体会員	5人～10人	5,000円
	11人～20人	10,000円
	21人～30人	15,000円
	31人～40人	20,000円
	41人～50人	25,000円
	51人～	30,000円

3 会員には、会員証を発行します。

4 納入した会費は返還しないものとします。

(有効期間)

第5条 会員の有効期間は、年会費を納入した日の翌月から1年間(12か月)とします。

(特典)

第6条 ソサエティの会員は、次の特典を受けることができます。

- (1) カノラホール自主事業の入場料の割引
- (2) カノラホール自主事業入場券の一般発売日前の購入および予約
- (3) カノラホール催し物案内ならびに情報誌(会報)の無料配布
- (4) 鑑賞数に応じたポイント制によるカノラホールギフト券の贈呈

(事業)

第7条 ソサエティは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 会員相互の芸術文化意識の高揚をはかる事業
- (2) 情報誌(会報)「カノラホールソサエティ」の季刊発行(年4回)
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第8条 ソサエティに次の役員を置きます。

会長1名、副会長2名、代表委員若干名、監事2名

(役員を選任)

第9条 前条の役員のうち、正副会長は総会において選任することとします。

2 副会長に、カノラホール職員1名を含めることとします。

3 正副会長を除く前条の役員は、正副会長の推薦により選任します。

(役員職務)

第10条 会長は、ソサエティを代表し会務を総括します。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行します。

3 監事は、ソサエティの会計を年1回監査し、その結果を会員に報告します。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

(総会・役員会)

第12条 ソサエティは年1回総会を開き、運営その他について協議決定します。

2 総会は会長が召集します。

3 議決事項は、役員会の承認を得て、総会において決定するものとします。

4 総会の議決は、出席会員の過半数の同意により決定します。

5 役員会は3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の議決を必要とし、可否同数のときは議長が決定します。

(委員会)

第13条 ソサエティの運営を円滑にし、かつ拡充するため、必要な委員会を設置することができます。

2 前項によって設置した委員会の委員は、会員の自薦または他薦に基づいて会長が委嘱するものとし、任期は2年とします。

(事務局)

第14条 ソサエティの会計事務およびその他の事務を処理するため、次の職員を置きます。

(1) 事務局長は、会長が会員の中から委嘱します。

(2) 事務局長は、カノラホール職員の中から事務局員を委嘱します。

(3) 会計にはカノラホール職員を充てることとします。

(経費)

第15条 ソサエティの経費は、会員の納める年会費およびその他をもってこれを充てます。

(会計年度)

第16条 ソサエティの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃については、役員会の承認を必要とします。

2 その他必要な事項は会長が別に定めることとします。

附則 この会則は、平成2年4月1日から施行します。

附則 平成12年5月23日改訂

附則 平成27年10月7日改訂

附則 平成28年4月20日改訂